幕別町の人事行政の運営等について

１　職員の任用に関する状況

⑴　学歴別採用状況（令和８年４月１日現在）

区分	大学卒	短大卒	高校卒	再任用	合計
令和８年度	6人	1人	5人	0人	12人
令和７年度	6人	6人	5人	0人	17人

⑵　事由別退職状況

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合計
令和７年度	0人	4人	7人	0人	0人	0人	0人	11人

⑶　職員数の状況

部門＼区分			職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議　会	4	4	0	
		総　務	62	63	1	
		税　務	14	13	−1	
		労　働	1	1	0	
		農林水産	26	26	0	
		商　工	5	5	0	
		土　木	19	19	0	
		民　生	54	53	−1	
		衛　生	18	19	1	
		計	203	203	0	＜参考＞ 人口１万人当たりの職員数　　ー人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数 ー人）
	教育部門		27	28	1	
	小　計		230	231	1	＜参考＞ 人口１万人当たりの職員数　　ー人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数 ー人）
公営企業等会計部門	水　道		7	6	−1	
	下水道		4	4	0	
	その他		13	13	0	
	小　計		24	23	−1	
合　計			254 ［ 265 ］	254 ［ 265 ］	0 ［ 265 ］	＜参考＞ 人口１万人当たりの職員数　　ー人

（各年４月１日現在）

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。
　　２　［　　］内は、幕別町職員定数条例の職員数の合計です。

⑷　フルタイム会計年度任用職員の職員数

令和８年４月１日から、地方公務員法第22条の２第１項第２号の規定によるフルタイム会計年度任用職員として、81人を任用しました。

（注）各欄中「ー」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

２－１　職員の給与の状況

⑴　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和８年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）令和６年度の人件費率
令和７年度	人 25,038	千円 22,417,845	千円 617,107	千円 2,955,250	% 13.2	% 14.6

⑵　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和７年度	人 247	千円 1,095,580	千円 211,078	千円 455,296	千円 1,761,954	千円 7,133	千円 －

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。

２－２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

⑴　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

①　一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
幕別町	40.7歳	324,405円	390,900円	428,451円
北海道	－歳	－円	－円	－円
国	－歳	－円	－円	－円
類似団体	－歳	－円	－円	－円

②　技能労務職　　※該当なし

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
幕別町	－歳	０人	－円	－円	－円	－	－	－	－
うち、自動車運手	－歳	０人	－円	－円	－円	自家用自動車運転者	－歳	－円	－
北海道	－歳	－人	－円	－円	－円	－	－	－	－
国	－歳	－人	()円	－	()円	－	－	－	－
類似団体	－歳	－人	－円	－円	－円	－	－	－	－

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員　（C）	民間　（D）	C/D
幕別町	－	－	－
うち、自動車運手	円	円	

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成－～－年の３ヵ年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

③　教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
幕別町	－　歳	－　円	－　円
北海道	－　歳	－　円	－　円
類似団体	－　歳	－　円	－　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

⑵　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		幕別町	北海道	国
一般行政職	大学卒	232,000円	－円	－()円
	高校卒	200,300円	－円	－()円
技能労務職	高校卒	200,300円	－	－

⑶　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	298,920円	－円	389,000円	418,133円
	高校卒	－円	－円	－円	392,040円
技能労務職	高校卒	－円	－円	－円	－円

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

２－３　一般行政職の級別職員数等の状況

⑴　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事、技師、保育士、保健師又は栄養士の職務 主事補又は技師補の職務	人 40	% 15.7	円 195,800	円 268,300
２級	主任の職務	人 24	% 9.4	円 242,000	円 316,800
３級	主査の職務	人 72	% 28.3	円 276,300	円 364,200
４級	係長、副主幹、副園長、保育士長又は技師長の職務	人 70	% 27.6	円 309,800	円 396,500
５級	主幹、次長又は場長の職務	人 2	% 0.8	円 332,600	円 409,000
６級	課長、参事、園長、保育所長、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務局長の職務	人 36	% 14.2	円 366,800	円 427,000
７級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務	人 10	% 3.9	円 420,700	円 463,000

(注)１　幕別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

２－４　職員の手当の状況

⑴　期末手当・勤勉手当

幕別町	北海道	国
１人当たり平均支給金額（令和７年度） 1,843千円	１人当たり平均支給金額（令和７年度） －千円	－
（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 （1.425）月分　（1.025）月分	（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 （1.425）月分　（1.025）月分	（令和７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 （1.425）月分　（1.025）月分
（加算措置の状況） 職務の級による加算措置 役職加算　５%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５%～20% 管理職加算　10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５%～20% 管理職加算　10%～25%

(注)　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

⑴　　退職手当（令和８年４月１日現在）

幕別町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度額	47.709月分	47.709　月分	最高限度額	47.709月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置２～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置２～45%加算	
１人当たり平均支給額	2,559千円	23,231千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

⑶　　時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績（令和７年度決算）	93,156千円
職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	287千円
支給実績（令和６年度決算）	94,369千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	382千円

⑷　その他の手当（令和８年４月１日現在　普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和７年度決算）	職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	①子　13,000 円 ②その他扶養親族　6,500 円 ③15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までにある子 加算　5,000 円	同じ		21,209千円	65千円
住居手当	家賃の額が 16,000 円を超える借家の場合 28,000 円を限度として 家賃の額に応じた額	同じ		20,343千円	62千円
通勤手当	①交通機関利用者 150,000 円（限度） ②自動車等使用者 通勤距離に応じ 2,000 円～38,700 円（40 ㎞以上 20%加算あり）	異なる	通勤距離が 40 ㎞以上の場合、現行の額に 20%加算	30,276千円	93千円
管理職手当	定額支給 ・部長職　　62,000 円 ・課長職　　47,000 円 ・課長補佐職　39,200 円	同じ		28,225千円	600千円

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

管理職特別手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給（１回につき） ７級 8,500 円 ６級 7,000 円 ５級 6,000 円 （１回の勤務が６時間を超える場合は５割増）	異なる	支給対象となる職員の区分	215千円	４千円
寒冷地手当	11 月から翌年３月まで、基準日における世帯区分等に応じ、月額11,500 円～29,400 円	同じ		22,863千円	94千円

２－５　公営企業職員の状況

⑴　水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和６年度の総費用に占める職員給与費比率
令和７年度	千円 1,032,285	千円 △28,279	千円 42,363	% 4.1	% 4.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B／A	(参考)市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和７年度	人 7	千円 24,400	千円 6,518	千円 11,445	千円 42,363	千円 6,052	千円 -

(注)１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数は、令和７年４月１日現在の人数です。

イ　特記事項

特になし。

②　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
幕別町	36.7歳	335,462円	504,250円
団体平均	－歳	－円	－円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

幕別町		団体平均	
１人当たり平均支給額（令和７年度） 1,635千円		１人当たり平均支給額（令和７年度） －千円	
（令和７年度支給割合） 期末手当 2.525月分 (1.425) 月分	勤勉手当 2.125月分 (1.025) 月分	（令和７年度支給割合） 期末手当 2.525月分 (1.425) 月分	勤勉手当 2.125月分 (1.025) 月分

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

（加算措置の状況） 職務の級による加算　５～15％	（加算措置の状況）

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

幕別町			団体平均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	47.709月分	47.709　月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置２～20%加算		その他の加算措置	－月分	－月分
１人当たり平均支給額	（退職者なし）	21,262千円		定年前早期退職特例措置　－　加算	

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	4,816千円
職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	688千円
支給実績（令和６年度決算）	3,740千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	623千円

（注）　時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

エ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和７年度決算）	職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	①子　13,000 円 ②その他扶養親族　6,500 円 ③15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までにある子　加算　5,000 円	同じ		916千円	130千円
住居手当	家賃の額が 16,000 円を超える借家の場合 28,000 円を限度として 家賃の額に応じた額	同じ		336千円	48千円
通勤手当	①交通機関利用者 150,000 円（限度） ②自動車等使用者 通勤距離に応じ 2,000 円～38,700 円（40 ㎞以上 20%加算あり）	同じ		230千円	32千円
管理職手当	定額支給 ・部長職　　62,000 円 ・課長職　　47,000 円 ・課長補佐職　39,200 円	同じ		564千円	564千円

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

管理職特別手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回につき） 7級 8,500円 6級 7,000円 5級 6,000円 （1回の勤務が6時間を超える場合は5割増）	同じ		10千円	10千円
寒冷地手当	11月から翌年3月まで、基準日における世帯区分等に応じ、月額11,500円～29,400円	同じ		560千円	80千円

⑵ 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度	千円 938,626	千円 105,778	千円 23,309	% 2.5	% -

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	人 4	千円 14,281	千円 3,106	千円 5,922	千円 23,309	千円 5,827	千円 -

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
幕別町	35.5歳	294,475円	485,583円
団体平均	－歳	－円	－円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

幕別町		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,480千円		1人当たり平均支給額（令和7年度） －千円	
（令和7年度支給割合）		（令和7年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525月分 (1.425) 月分	2.125月分 (1.025) 月分	2.525月分 (1.425) 月分	2.125月分 (1.025) 月分
（加算措置の状況） 職務の級による加算 5～15%		（加算措置の状況）	

(注)（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

イ　退職手当（令和８年４月１日現在）

幕別町			団体平均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	47.709月分	47.709　月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置２～20%加算		その他の加算措置	－月分	－月分
１人当たり平均支給額	（退職者なし）			定年前早期退職特例措置　－　加算	

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	2,078千円
職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	519千円
支給実績（令和６年度決算）	1,823千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	456千円

（注）　時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

エ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和７年度決算）	職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	①子　13,000 円 ②その他扶養親族　6,500 円 ③15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までにある子　加算　5,000 円	同じ		312千円	78千円
住居手当	家賃の額が 16,000 円を超える借家の場合 28,000 円を限度として 家賃の額に応じた額	同じ		361千円	90千円
通勤手当	①交通機関利用者 150,000 円（限度） ②自動車等使用者 通勤距離に応じ 2,000 円～38,700 円（40 ㎞以上 20%加算あり）	同じ		229千円	57千円
管理職手当	定額支給 ・部長職　62,000 円 ・課長職　47,000 円 ・課長補佐職　39,200 円	同じ		－千円	－円
管理職特別手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給（１回につき） ７級 8,500 円 ６級 7,000 円 ５級 6,000 円 （１回の勤務が６時間を超える場合は５割増）	同じ		－千円	－円
寒冷地手当	11 月から翌年３月まで、基準日における世帯区分等に応じ、月額 11,500 円～29,400 円	同じ		437千円	109千円

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	週休日
時間	8:45	17:30	12:00～13:00	土曜日・日曜日

⑵　その他の勤務条件（令和８年４月１日現在）

区分		取得条件等	期間
年次有給休暇（有給）		心身の疲労回復、労働力の維持培養を図るため	年間20日間付与される １年間における年次有給休暇の20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる
病気休暇（一定期間は有給）		負傷又は疾病のため療養の必要があるとき	必要と認められる期間
主な特別休暇（有給）			
	公民権行使休暇	公民権行使のため必要があるとき	必要と認められる期間
	官公署出頭休暇	官公署へ出頭のため	必要と認められる期間
	骨髄移植休暇	骨髄移植のドナーとなるとき	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	無償で社会に貢献する活動を行うとき	１年に５日以内
	結婚休暇	結婚するとき	連続する５日以内
	妊娠出産後通院休暇	妊娠中及び出産後１年以内の職員が保健指導、健康診査を受けるとき	妊娠周期等に応じて、４週間に１日、２週間に１日など
	妊娠障害休暇	つわり等のとき	14日以内
	産前休暇	出産する予定であるとき	申し出た日から出産の日まで（予定日前８週間以内）
	産後休暇	出産したとき	出産の翌日から８週間
	育児休暇	生後１年に満たない子の保育のため	１日２回それぞれ30分以内
	生理休暇	生理日に勤務することが困難なとき	連続する２日間において必要な期間
	配偶者出産休暇	配偶者の出産のため	３日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産するときに、子の養育の必要があるとき	出産予定日前８週間から出産後８週間までの間で５日以内
	子の看護休暇	９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を看護するとき	１年に５日以内（９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が２人以上の場合は10日以内）
	短期介護休暇	要介護者の介護のため	１年に５日以内
	忌引休暇	親族が死亡したとき	配偶者:10日、父母:７日、子:５日、祖父母:３日など
	法要祭日休暇	配偶者又は1親等の血族の追悼のため	１日
	夏季休暇	心身の健康の維持等のため	７月から９月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の６月から10月までの期間）内で３日以内
介護休暇（無給）		配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢のため日常生活を営むのに支障があり、その者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められるとき	介護を必要とする１の継続する状態ごとに、連続する３年以内において、３回を超えず、通算６月を超えない範囲で２週間以上の期間

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

介護時間 （無給）	日常的な介護のため、その者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められるとき	介護を必要とする１の継続する状態ごとに、連続する３年以内において、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
組合休暇 （無給）	職員団体の業務又は活動に従事するとき	１年に30日以内

⑶　育児休業の状況（令和７年度）

令和７年度中に育児休業を取得した職員は男性１人、女性４人となっています。

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分の状況（令和７年度）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				0 件
心身の故障の場合			13 件	13 件
職に必要な適格性を欠く場合				0 件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				0 件
刑事事件に関し起訴された				0 件
地方公務員法第28条第４項により失職したもの				0 件
合計	0 件	0 件	13 件	13 件

（注）　分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。

⑵　懲戒処分の状況（令和７年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0 件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1 件				1 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		1 件	1 件		2 件
合計	1 件	1 件	1 件	0 件	3 件

（注）　懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

５　職員の服務及び退職管理の状況

⑴　職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。（地方公務員法第30条）

このため、職員には次のような義務や制限が課せられています。

区分	内容等
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法令等に従い、上司の職務上の命令に忠実に従って職務を遂行しなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならないこと。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、退職後も同様であること。
職務に専念する義務	勤務時間、職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこと。
政治的行為の制限	政治的団体等の結成に関与したり、その団体等の役員になることや構成員となるように、又はならないように勧誘運動をしたりするなどの政治的行為をしてはならないこと。

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

争議行為等の禁止	住民に対して同盟罷業、怠業等の争議行為や業務の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならないこと。
営利企業等の従事制限	許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員等の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこと。

⑵ 退職管理の状況

本町を退職し、営利企業などに再就職した元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されています。

令和７年度においては、該当の事例はありません。

６ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

⑴ 研修の状況（令和７年度）

区分	内容等	参加者（延べ）数
職場研修	業務上必要な専門的知識や技能、職員として必要な一般的、共通的知識の習得を目的に実施する研修	563人
特別研修	国、他の地方公共団体、他の研修機関の行う研修等に参加し、基本的、専門的な知識技能等の習得を目的に実施する研修	104人
自主研修	職員の意欲を喚起するとともに幅広い知識、技能、企画力などの習得を目的に職員自らの自主的な発案等に基づくプログラムによる研修	5人

⑵ 人事評価の状況（令和７年度）

令和７年度は、職員一人ひとりの勤務実績や能力について公正かつ的確に評価し、その結果に基づく人事管理を行うことで、公務の能率的かつ適正な運営を確保して組織の活性化につなげることを目的に実施しました。

※ 対象者 一般職の職員254人（再任用職員を含む。）

７ 職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴ 共済組合事業の状況

区分	内容等
短期給付事業	職員やその家族の病気やけが等に対し、療養の給付等を行う事業
長期給付事業	年金給付等を行う事業
福祉事業	職員やその家族の健康増進を図るため、各種資金の貸し付け、貯金事業、健診事業等を行う事業

⑵ 公務災害補償の状況（令和７年度）

区分	内容等	件数
公務災害の補償	公務上の災害について療養補償などを行うもの	4件
通勤災害の補償	出退勤の途上の災害について療養補償などを行うもの	0件

⑶ 公平委員会の状況（令和７年度）

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。その主な業務と処理件数は次のとおりです。

区分	内容等	件数
勤務条件に関する措置要求の審査	職員の給与、勤務時間などの勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を執ること。	0件
不利益処分の不服申立ての審査	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対し裁決、決定すること。	0件

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。

苦情処理	上記のものを除くほか、職員の苦情を処理すること。	0件

８　職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用に係る競争試験は、十勝町村会が実施する教養試験、論作文、面接試験（一般行政職のみ）の結果により採用資格候補者が決定され、その採用資格候補者の中から採用予定のある町村が面接試験などの試験を行い最終的な採否を決定することになります。

幕別町が実施した令和７年度実施採用試験の面接試験などの結果は、次のとおりです。

区分	受験者数	最終合格（採用）者数
一般行政Ａ区分	9人	1人
一般行政Ｂ区分	16人	5人
技術職	1人	0人
保健師職	4人	2人
保育士職	2人	1人

また、次の区分の採用は、幕別町でも独自に試験を実施しました。

幕別町が独自に実施した令和７年度実施採用試験の試験結果は、次のとおりです。

区分	受験者数	最終合格（採用）者数
一般行政Ｂ区分	8人	3人
土木技術職Ｂ区分	0人	0人
建築士Ｂ区分	0人	0人
学芸員職	0人	0人
保育士職	0人	0人

（注）各欄中「－」を表示している数値等については、国等から情報提供があり次第、随時更新します。